

事業連携協定の具体的な実施事項

大阪府と日産大阪販売株式会社は、相互に緊密な連携を行い、次の分野での取組を進める。

(1) 自転車損害賠償保険等の普及促進活動

- 店舗等での自動車保険の説明の際に、合わせて「自転車保険」、「自転車条例」の内容等についても周知・啓発
 - ⇒自動車保険の特約として自転車保険に加入可能な旨を合わせて周知
- 【参考：提供可能な自動車保険の特約】
- ・人身傷害乗用具事故補償特約
 - ⇒第三者への賠償だけではなく、自身のけがも実費で補償可能

(2) 保険に関する相談窓口の設置

- 既存のカスタマーセンター等を活用し、府民からの保険相談等に対応

(3) 条例、保険の周知、情報提供の協力

- 店舗のデジタルサイネージ等を活用した啓発動画の放映、ポスター掲示への協力
- 顧客に対し、SNSやダイレクトメールを活用して、条例、保険、自転車の安全利用に関する情報等の周知・協力

(4) 交通安全教育の取組

- 府内小学校に対し、自転車の安全利用に関する出前授業を実施
 - ⇒「日産わくわくエコスクール」開催時に合わせて交通安全講習を実施